

よくある質問

○対象家電 等

① 対象をエアコン・冷蔵庫・テレビ・給湯器にした理由は？

② 家庭における消費エネルギーが多い家電を対象としており、買換えにより高い省エネ効果が期待できるためです。

③ 省エネ基準達成率(100%以上)はどうやって確認すれば？

④ 販売店舗または省エネ製品情報サイト(<https://seihinjyoho.go.jp>)でご確認ください。

⑤ 省エネラベルに記載されている☆マークと省エネ達成基準率は何が違うのか？

⑥ 販売店舗または省エネポータルサイト

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/retail/)でご確認ください。

⑦ 中古品への買換えは対象になるか？

⑧ 対象になりません。

⑨ リース（レンタル品）は対象になるか？

⑩ 対象になりません。

⑪ 展示品は対象になるのか？

⑫ 対象になります。

⑬ 令和6年度で補助金を利用したが、令和7度も利用できるか？

⑭ 令和6年度で補助金を利用していた場合、同一世帯でのご利用はできなくなります。

⑮ 1階のエアコンを処分し、2階にエアコンを設置する場合は対象になるか？

⑯ 対象になります。

⑰ 天井埋め込み型エアコンやマルチエアコンは対象になるか？

⑱ 対象になります。

⑲ エアコンを処分し、テレビを購入した場合は対象になるか？

⑳ 対象になりません。※同種の家電の買換えが対象となります。

㉑ 5万円のエアコンを3台購入した場合は、15万円が補助対象になるか？

㉒ 対象になりません。※1世帯1台、1回限りの申請になります。

㉓ エアコン、テレビ、冷蔵庫をそれぞれ買換え購入した場合は、すべて対象となるか？

㉔ 対象となる家電は1台のみとなります。

④ **40インチのテレビを処分し、50インチのテレビを購入した場合は対象になるか？**

① 対象になります。※同種の家電の買換えであればサイズ等は問いません。

④ **ガス給湯器から電気給湯器への買換えは対象となるか？**

① 対象になります。

④ **既存の家電を知人に譲り、新たに購入する場合は対象になるか？**

① 対象になりません。処分（リサイクル）を伴う家電の買換えが対象になります。

④ **既存の家電をリサイクルショップに売却し、新たに購入する場合は対象になるか？**

① 対象になりません。処分（リサイクル）を伴う家電の買換えが対象になります。

④ **国の補助金を受けて、エコキュートを設置した場合、本補助金も対象となるか。**

① 対象となりません。※国又は地方公共団体が行う他の補助制度による補助を受けていないことが条件となります。

④ **インターネットサイトで購入し、処分を配送で依頼した場合は対象になるか？**

① 対象になりません。※実店舗又は事業所において購入した家電に限ります。

④ **既存の家電の処分（リサイクル）はどのようにすればいいのか？**

① 家電を買換え購入した店舗に処分（リサイクル）を依頼してください。

④ **対象家電の購入店舗以外の業者に、既存家電の処分を依頼した場合は対象になるか？**

① 別の業者又はご自分で処分（リサイクル）した場合でも対象となります。

④ **補助金の交付を受けた家電は、どのくらいの期間使用しなければならないのか？**

① エアコン、冷蔵庫及び給湯器は6年間、テレビは5年間使用していただく必要があり、その間は返品、譲渡、交換、貸し付け、転売、廃棄等をしてはいけません。

○補助対象者 等

④ **申請回数に制限はあるか？**

① 1世帯1台、1回限りの申請になります。

④ **世帯とは何を基準に判断するのか？**

① 住民基本台帳を基に判断します。

④ **世帯主でなくても申請はできるか？**

① 同一世帯の方であれば、どなたでも申請できます。

④ **購入者と申請者が異なる場合は対象となるか？**

① 同一世帯の方であれば対象となります。

① 住民票上は同一世帯となっているが、実態は二世帯住宅で生計を別に行っている場合は、それぞれの世帯で申請はできるか？

② できません。 ※二世帯住宅で住民票も別の場合は、それぞれの世帯で申請できます。

① 町外に居住しており、河内町への転入を予定しているが対象になるか？

② 河内町に転入後、買換え購入した場合は対象になります。

① 自らが居住する住宅以外に設置する場合は対象となるか？

② 対象になりません。

① 事業所との併用住宅であり、法人名義で家電を購入した場合は対象になるか？

② 対象となりません。本補助事業は個人を対象とした事業です。

① 個人で購入し事業所に設置する場合は対象になるか？

② 対象となりません。事業目的での購入は補助の対象外です。

① 賃貸住宅に住んでいる場合は対象となるか？

② 持ち家、賃貸を問わず、自宅に設置する場合は対象になります。

① 事業所との併用住宅で、住宅部分に設置する場合は対象になるか？

② 対象になります。

○補助対象経費

① 設置費用、配送料は補助対象経費になるか？

② 本体購入費、設置費用、配送料が対象になります。※消費税、処分料は対象になりません。

① 商品券やポイントで支払った分は、補助対象経費となるか？

② 対象経費になりません。

① 販売店独自のポイントを使用して買換えた場合、補助対象経費はどのようになるか？

② ポイント使用後の支払額が補助対象経費になります。

*例 100,000円(本体、設置費用込) のエアコンを購入する際、20,000円分のポイントを使用した場合は、80,000円が補助対象経費になります。

④ 対象家電と対象外の家電をまとめて購入した場合で、全体の金額から割引があった場合の補助対象経費の計算はどのようになるか？

④ 割引額を家電ごとの支払額が総額に占める割合で按分して計算してください。

*例 100,000円(本体、設置費用込) のエアコンと150,000円のパソコンを購入し、10,000円のセット割引が適用された場合。

家電	支払額	支払総額に対する割合	割引額 按分	割引後 支払額
エアコン	100,000	40%	4,000	96,000
パソコン	150,000	60%	6,000	144,000
合計	250,000	100%	10,000	240,000

←補助対象経費

↑支払総額

④ 購入に伴い、付与される販売店独自のポイントは、補助対象経費から減額されるのか？

④ 減額されません。

④ クレジットカードや電子マネーで支払った場合は補助の対象となるか？

④ 実店舗や事業所で購入された場合は対象となります。支払った際の内訳がわかるもの、レシートや領収書の写しを提出していただく必要があります。

○申請方法 等

④ 申請書の提出方法はどのようなものがあるか？

④ ①申請書をお持ちいただく場合

提出先：河内町役場 生活環境課（河内町役場 第2分庁舎）

②申請書を郵送していただく場合

送付先：〒300-1392 河内町源清田1183 河内町役場生活環境課 宛

いずれかの方法でご提出をお願いします。

④ 家電を購入する前に申請する必要はあるか？

④ 購入後に申請をしてください。ただし、給湯器の場合は、買換え前後の状況がわかる写真の提出が必要になりますので、既存の給湯器の写真を撮影しておいてください。

④ レシート（領収書）や家電リサイクル券は原本を提出しなければならないのか？

④ 写し（コピー）の提出をお願いします。

④ 処分料の領収書（明細書）は家電リサイクル券の代わりになるか？

④ 代わりになりません。

④ レシートや領収書に対象外の商品が含まれていても問題ないか？

④ 問題ありません。※対象家電とそれ以外の商品が明確に確認できる必要があります。

④ 補助金の交付申請から補助金の入金までどの程度かかるのか？

④ 申し込みの混雑状況によって前後しますが、2か月程度の期間を見込んでください。

① **申請書の締め切りはあるのか？**

② 予算額を超えた段階で受付を終了します。

① **本補助事業の予算額は？**

② 1,000万円になります。

① **予算の残額はどのように確認できるか？**

② 町ホームページで予算の執行状況をお知らせします。